

～不動産に関するルールが大きく変わります～ 令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます

●相続登記の申請義務化※

※令和6年4月より前に相続した不動産も、未登記であれば義務化の対象となります。

相続登記の申請義務についてルール 令和6年4月1日施行

①基本的なルール

相続(遺言も含まれます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、**10万円以下の過料の適用対象**となります。

②遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

▼詳細はこちらから

- ① 相続登記について
- ② 帰属制度について



お問合せ先等

那覇地方法務局
☎098-854-7950(代表)

※音声ガイダンスが流れますので、「3」→「1」を選択してください



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

編集後記

来月号から広報担当が変わります。町の広報を担当して4年間、様々な事に挑戦させていただき、たくさんの方にお世話になりました。ありがとうございます。引き続き、「広報やえせ」をよろしくお祈りします。

高江洲

広報やえせの「題字」が決定しました



「広報やえせ」の新しい題字を輪番制

で白川小学校児童に募ったところ、同校3年生の神谷星希さんの作品に決定し、今月号から1年間、当誌の表紙タイトルを飾ります。

星希さんは「はねるところ、はらうところに気を付けて、3文字をバランスよく書けました」と話しました。

※題字に応募された作品(52点)は、4月19日(金)まで役場1階ロビーで掲示しています。

やえせ

広告欄

おかげ様で創業**31年** 不動産の無料査定実施中!

求む物件!賃貸から売買まで!

不動産売却をお考えの方をご紹介ください。
最大 **10万円** 進呈 致します。
(弊社でご成約の場合に限ります)

こんな方は是非ご相談ください。

- 早急に売りたい・貸したい
- 売却するか貸すか悩んでいる
- 相続財産について悩んでいる
- 差押え競売前に相談したい

売土地 広さや地目、現況は問いません。(西原付・更地・平地・田畑など)

売家 どのような家でもご相談ください。(広さ・築年数・平屋造り・2階建て・店舗付など)

売マンション 何階建ての何階部分、占有面積、築年数、立地など、関係なくご相談ください。

貸家 転勤中の間でもお貸しすることができますので、ご相談ください。

株式会社 **東洋ハウジング** イオンタウンとよみ近く 営業時間 9:00~17:00
〒901-0205 豊見城市字根差部587 土日祝 10:00~17:00 TEL.(098)850-4722

完全
予約制

マイナンバー 夜間・休日窓口 (カード申請・交付)

役場開庁時間にマイナンバーカードの申請や受取りに来られない方は、夜間・休日窓口をご利用ください。夜間・休日窓口は完全予約制ですので、前日までにご予約の上、ご来庁ください。

夜間窓口 17:30~19:30

4/25(木)・5/9(木)・5/28(火)

休日窓口 9:00~11:30

4/7(日)・4/20(土)・5/12(日)・5/25(土)

※日程を変更する場合があります。詳細は電話や町ホームページでご確認ください。

予約 前日までにお電話等にて。

窓口 住民環境課(役場本庁舎1階)

お問い合わせ | 住民環境課 (マイナンバーカード担当) | ☎ 098-998-2443



八重瀬町
ホームページ▶

ご芳志ありがとうございます

八重瀬町社会福祉協議会へ

- 八重瀬町字具志頭269番地の徳門美代様より
故夫 徳門正栄様の香典返しとして
金 5万円のご寄付がありました。
- 八重瀬町字仲座7番地の喜屋武清様より
故妻 喜屋武フミ様の香典返しとして
金 3万円のご寄付がありました。
- 八重瀬町字具志頭310番地の吉元昭英様より
故妻 吉元貞子様の香典返しとして
金 10万円のご寄付がありました。
- 八重瀬町人材育成基金へ
八重瀬町字後原309番地の平仲勉様より
故妻 平仲成子様の香典返しとして
金 5万円のご寄付がありました。

広告欄

南風原北1.C.から車で約3分。南風原町役場すぐそば。

無料法律相談

不動産の登記 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
●抵当権の設定や抹消

会社の登記 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

裁判事務手続き ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
●訴状、成年後見申立書などの作成

債務整理 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
●過払い金の回収

相続手続き ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
●相続の放棄

業務時間
平日：9:00~18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日18:00以降のご相談も受け付けております。

さくがわ司法書士事務所
〒901-1111 南風原町字兼城683番地12 仲里ビル3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

司法書士 **佐久川 聡**